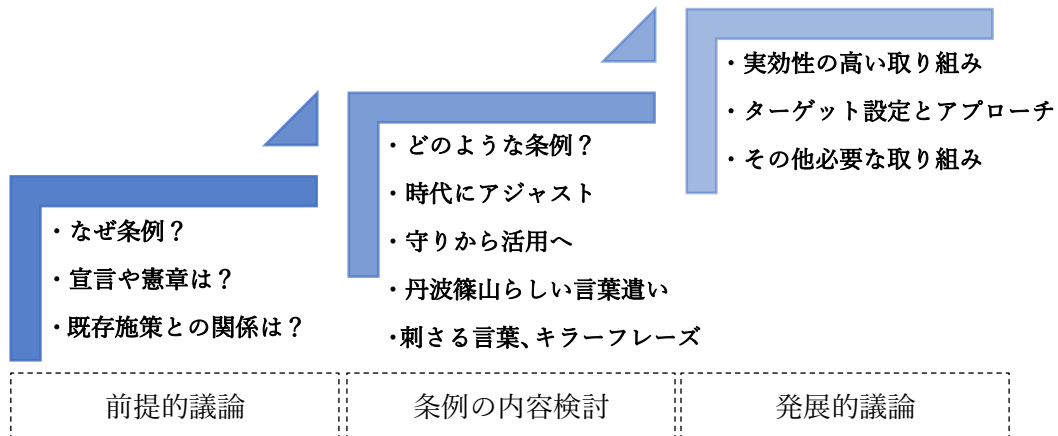


第3回丹波の森づくり推進検討委員会に係る資料

1. これまでの振り返り

(1) 第1回の委員会では

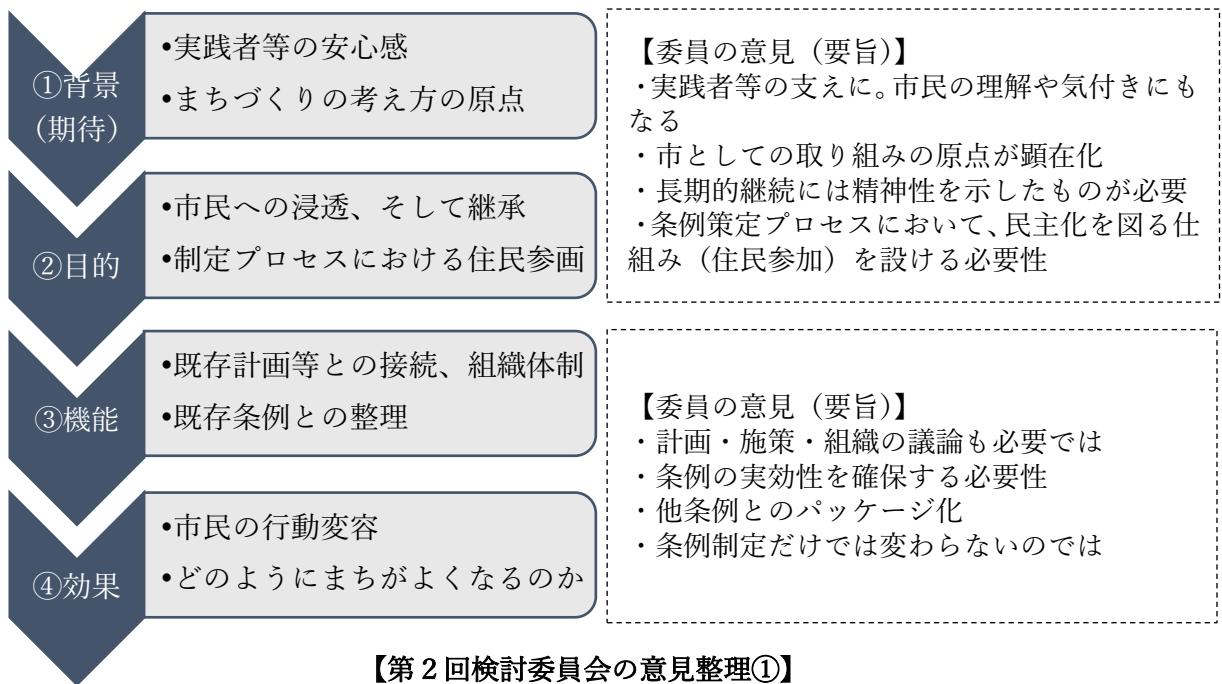
丹波の森宣言等の経緯を振り返るとともに、認知の課題があることやその対応について、確認してきた。委員からは、県民意識調査の内容や啓発のターゲット設定等についての質疑があったなかで、とりわけ、条例化に関する意見が多く見受けられた。要約して列記すると、“なぜ条例を制定しようとするのか”、“既存の条例や構想等との関係性は”、“宣言や憲章でない理由は何か”等である。また、条例化を検討していくにしても“どのような条例をイメージしているのか” “丹波の森構想を下敷きにしつつ今の時代に合わせること”や“従来の守りから活用へ”、丹波篠山らしい言葉遣い、“ターゲットに効果的に刺さる言葉・キラーフレーズの必要性”等の指摘もあったほか、より具体的な事業活動を示すアクションプラン、実効性の高い取り組みについての言及もあり、これからの委員会における論点提起があった。



【第1回検討委員会の意見整理】

(2) 第2回の委員会では

「なぜ条例なのか」「法形式として宣言や憲章はどうか」といった前提的な議論を中心に行った。その中で、条例制定に関して、それぞれの委員からさまざまな意見が出されたが、それぞれ少なからず共通項があったことから、4つの視点に基づき、次の図のとおり整理した。



また、丹波の森宣言が採択された30年前は、“開発圧力への抵抗”という命題があったが、“現代的な課題”は何なのか？との問いも投げかけられた。この問いについては、これまでの議論から、“担い手に係る課題”を想定しうるような雰囲気が滲み出ている。

	概ね合意形成が図られたもの	今後議論を要するもの
内部 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みの原点が顕在化 自治体としての背骨 	<ul style="list-style-type: none"> 実効性(計画や施策との連動)
外部 (市民・実践者・事業者)	<ul style="list-style-type: none"> 活動・事業の支え 市民の理解、気づき 	<ul style="list-style-type: none"> 実効性(民主化のプロセス、対象へのメッセージ性)

【第2回検討委員会の意見整理②】

今回の委員会では、“どのような条例が考えられるか”という点を中心として、幅広く議論していければと考えている。

(参考) 委員会スケジュール・検討事項について (※前回提供資料より)

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月初旬	10月中	11月上旬～	12月中
検討委員会②③		-	検討委員会④⑤⑥			検討委員会・整文	例規審査	パブリックコメント	最終調整・議会上程	条例審査・議決
委員会② (今回) ・理念の法形式について →なぜ条例なのか？ 委員会③ ・条例の基本設計 (理念、規制、コミュニケーション、実効性、紛争処理) →どのような条例にするか？ ・その他の取り組みについて		-	委員会④ ・類似等条例 ・条例の詳細設計 →丹波の森構想に、新たにどのようなエッセンスを加えるか 委員会⑤ ・具体的な条文案の検討 委員会⑥ ・具体的な条文案の検討 ・その他の取り組みについて			【補足】 答申、整文 (例規審査：市内部で関連法規との整合性を確認する作業)	(パブコメ：市民、市内事業者、行政、その他セクターからの意見を聴取、反映するためのプロセス)	(市議会に提案するための手続き)	(市議会での議論、審議、採否の判断)(※市議会の判断によっては成立の時期が変更される可能性がある)	

★今回の検討事項

2. 条例の類型について

条例には様々な内容のものがあり、その分類にも幾通りかの方法が考えられる。ここでは、直感的に理解し易い2つの分類を使って、条例の類型を確認していきたい。なお、ここでの分類が絶対というものではないことに加え、分類の程度もより詳細にすることも可能であると思われるが、ここでは大まかな状況が分かれば十分と考えるので、ご理解いただきたい。

(1) 水平的分類

条例の性質別に分類しようとするもので、地方自治法第14条に規定されているような規制条例¹をはじめ、給付を目的とする給付条例、理念を定める理念条例、行政組織に関する組織条例、そして市民等の行動変容を促す誘導条例 (※理念と給付のハイブリッドという整理もありうる?) がある。

<例 (丹波篠山市の条例) >

規制条例…丹波篠山市景観条例など

給付条例…丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例など

理念条例…丹波篠山ふるさとに乾杯条例など

組織条例…丹波篠山市職員定数条例など

誘導条例…丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例²など

¹ 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

² (経費等の補助)第10条 市は、保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(2) 垂直的分類

法律との関係性から分類しようとするもので、この垂直的な分類に従うと、法律で規定されているものを施行するための条例、規制対象の範囲を広げる横出し条例、より厳しい規制を定める上乗せ条例、法律に違反しない範囲で、自治体独自に定める独自条例がある。今回、検討しようとする丹波の森づくりに係る条例については、独自条例であることは言を俟たないので、垂直的分類については参考程度に受け止めていただきたい。

3. どのような条例が想定されるか？

(1) 条例の大まかな位置づけとして

第1回の検討委員会では、冒頭の市長あいさつにおいて、認知の課題、丹波の森づくりの持続性に対する危機意識などから、その理念を市として条例化することについて、検討いただきたい旨、お伝えしてきた。これに対し、「理念を条例化するだけでなく実効性を持たせる必要がある」「他の条例との連動（パッケージ化）」等の意見とともに、「条例化することで実践者等の支えになる」ことや「市内外へ市の考えを打ち出すことができる」こと、そして、「今回の条例検討のキーワードとして、「継承や浸透」が想定されるのではないか」等である。また、「丹波の森づくりは、単なる森づくりに留まるではなく、総合的なまちづくりを規定したもので、丹波の森づくりという言葉は、その象徴としての意味を持っているに過ぎない」趣旨のものもあった。こうした意見を踏まえると、概ね以下の表に位置づけされる条例がイメージされる。

		水平的分類				
		規制的	給付的	誘導的	理念的	組織的
垂直的分類	法律施行条例					
	横出し条例 ³					
	上乗せ条例 ⁴					
	<u>独自条例</u>			このあたりが丹波の森づくり条例で定めようとする領域!?		

³ 法令と同一の目的の下に、法令により規制が行われていない範囲対象について規律対象として規制を行う条例のことをいいます。(自治体職員のための政策法務入門－公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して－自主政策条例(1) 岡山大学大学院 社会文化科学研究科 非常勤講師 宇那木正寛)

⁴ 国の法令に基づいて規制が加えられている事項について、当該法令と同一の規律目的で同一事項を規律対象としてより厳しい規制を定める条例のことをいいます。(同上)

(2) 他自治体の条例について（※これまでの委員意見を参考にグループ設定）

①総合的なまちづくりに係る条例

- ・ 養父市日本一へのまちづくり宣言条例
→ 宣言を条例化、“日本一”という攻めた言葉

②継承・浸透を図る条例

- ・ 広島市平和推進基本条例
→ 恒久平和の実現に向けた強い誓いとその推進（平和祈念式典等）
- ・ 八幡浜ちゃんぼん振興条例（愛媛県）
→ 郷土食を通じた愛着の形成・地域振興、親しみやすい条例名

③住民が地域の誇りを持ってまちづくりを進めること等を規定する条例

- ・ 「WE LOVE とよた」条例（愛知県）
→ リーマンショックによる経済停滞（税込減）からの脱却、英語の使用
- ・ 鯖江市民主役条例（福井県）
→ “わたしたち”という主語、親近感（のある自治基本条例）

④豊かな自然や資源を守る条例

- ・ 辰野町ホタル保護条例（長野県）
→ “ホタル列車”という取り組みが生まれる
- ・ 柳川市掘割を守り育てる条例（福岡県）
→ “掘割の日”を定めている
- ・ 檜原町森林づくり基本条例（高知県）
→ 市町村ではじめて森林づくり条例を制定⁵

⑤ユニークな条例（メッセージ性・インパクト・刺さる）

- ・ 鶴田町朝ごはん条例（青森県）
→ “朝ごはん”というキャッチな条例名
- ・ 弘前市りんごを食べる日を定める条例（青森県）
→ りんごを食べる日を定めるというユニークさ（毎月5日）
- ・ 多可町一日ひと褒め条例
→ 人を褒める行為、感謝の言葉を推奨して、活力ある地域を目指す

⑥規制的な条例

- ・ 豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例（愛知県）
→ スマホの適正使用を推進する条例

⁵ ○ 都道府県では平成14年3月に北海道森林づくり条例が全国最初に制定され、市町村では平成12年9月に高知県檜原町の檜原町森林づくり基本条例が全国最初に制定された。（一般社団法人 地方自治研究機構 https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/101_forest.htm）